

三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成制度

特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計への補助

■助成対象となる建築物

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた特定緊急輸送道路(※)に面して建つ建築物

■助成対象者は沿道建築物の所有者

ただし次の場合は、次に各々定める者

【区分所有の場合】管理組合又は区分所有者の代表者

【共同で所有の場合】共有者全員によって合意された代表者

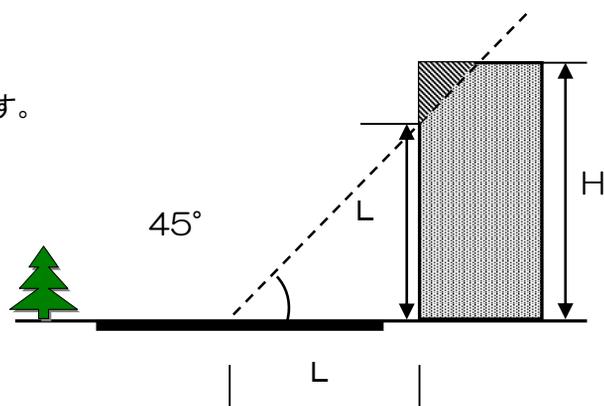
※特定緊急輸送道路は市窓口の指定図閲覧台帳でも確認できます。

※補強設計は、耐震診断が完了した後の申請になります。

■助成要件

建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていること(下イメージ図参照)

建物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていること $H > L$



《助成金の額》助成金の算出にあたっては、下表に従い算出します。

助成内容	助成対象費用	助成金の額
補強設計	実際に補強設計に要する費用または延べ面積×1㎡当りの上限額で算出した費用の低い方	助成対象費用×5/6以内の額

* 助成金額には限度額があります。

* 1,000円未満の端数は切り捨てます。

【耐震診断の事前相談】

- ・一般社団法人東京都建築士事務所協会(TAAF) 0120-828-331
- ・社団法人日本建築構造技術者協会(JSCA) 03-5643-6181
- ・特定非営利活動法人耐震総合安全機構(JASO) 03-6912-0772

(注)上記団体で東京都の制度に参加登録済の事務所であれば確認書が発行されます。それ以外で耐震診断をした場合は、指定団体の評定書の提出が必要になります。(ただし、木造は除く。)

三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業助成制度

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修除却等への補助

■ 助成内容

「耐震診断、補強設計」に基づいて耐震改修除却等を行う場合、費用の一部を補助

■ 助成要件

- ・昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた沿道建築物
- ・建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること
- ・建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていること(表面イメージ図参照)
- ・建築物が建築基準法に基づく道路に突出していないこと、および無接道でないこと
- ・耐震診断の結果、構造耐震指標(※)が I_s 値 0.6(I_w 値 1.0)未満であり、耐震改修工事の結果、構造耐震指標が I_s 値 0.6 (I_w 値 1.0)以上となるものであること
- ・補強設計が耐震指針に適合するか否かについて評価を受けたものであること

≪ 助成金の額 ≫

* 助成金額には限度額があります。

助成内容	助成対象費用	助成金の額
耐震改修 除却等	実際に耐震改修除却等に要する費用 または * 1㎡当たりの上限額で算出した 費用の低い方 ただし、住宅は、1㎡当たりの上限額	助成対象費用×5/6以内の額 5,000㎡を超える部分については、 助成対象費用×1/2以内の額

* 免震工法等の特殊工法の場合(別途助成要綱に定める1㎡当たりの上限額、ただし住宅を除く)

* 耐震診断の結果、 I_s 値0.3未満のものには耐震改修工事に限り、加算があります。

補強設計・改修・建替え・除却は、当該年度末までの扱いになります。

ただし、多年度にわたる工事の承認を受けたものに限り、翌年度末までの扱いになります。

建替え・除却の助成対象費用は、耐震改修相当額が上限になります。なお除却については、耐震改修相当額以内かつ除却に要する費用以内です。

(※)構造耐震指標(I_s 値)とは

建築基準法で想定する大地震に対し、建物が持つ耐震性(地震に対する安全性)の評点をいい、各階ごとに算出します。

0.6以上	倒壊し、崩壊する危険性が低い。 現在の基準同等の耐震性能があると考えられています。
0.3以上0.6未満	倒壊し、崩壊する危険性がある。
0.3未満	倒壊し、崩壊する危険性が高い。

(※)木造の構造耐震指標(I_w 値)とは

1.5以上	倒壊しない。
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない。
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある。
0.7未満	倒壊する可能性が高い。

申込み・お問い合わせ

三鷹市 都市整備部 都市計画課 住宅政策係

0422-45-1151 内線 2813